

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集の結果について

令和3年9月27日
厚生労働省
雇用環境・均等局
職業生活両立課

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関し、令和3年7月21日から8月19日まで意見を募集したところ、計4件の御意見を頂きました。（その他、標記（案）と無関係であると判断できるものが2件ありました。）

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、内容の検討の結果、本政令による職業安定法施行令及び行政手続法施行令の改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の第1条の施行（令和4年4月1日施行。妊娠又は出産等についての申出をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止する旨を定める規定、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の規定の新設）に伴う改正を行うものとし、第2条の施行（令和4年10月1日施行。出生時育児休業の規定の新設及び当該休業の申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止の規定の新設等）に伴う関係政令の改正は別途行うこととし、第2条の施行に伴い本政令で改正予定であった青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成28年政令第4号）は、改正しないこととしました。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
異論ありません。	政令案に賛成の意見として承りました。
従業員からの出生時育休取得の申し出を雇用者は拒否できないよう職業安定法に追記することに賛成です。 本当はフランスのように義務化してほしいぐらいです。	出生時育児休業の申出を使用者が拒否できない規定は育児・介護休業法に定められておりますが、頂いた御意見については、政令案に賛成の意見として承りました。